

奈良県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十八年六月十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
障害者支援施設 葛城苑	葛城市寺口一六八九―一
介護老人保健施設 鷺栖の郷	橿原市四分町八五―一